

入札の辞退について

(1) 辞退の自由

競争入札参加確認申請書を提出した者又は指名通知を受けた者で、入札参加を希望しない者は、入札書等を提出する前に電子入札システム又は書面により入札書の提出締切日時までは、入札を辞退することができる。

ただし、入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

(2) 辞退の方法

辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を作成して送信すること。ただし、何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、入札辞退届を作成し入札書の提出締切日時までに契約課に届け出ること。

(3) 辞退者の保護

辞退したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

(4) 辞退の撤回

入札辞退届を提出した者は、いかなる場合でも辞退を撤回することができない。

(5) 入札書の訂正等

入札書を提出した者は、いかなる場合でも書換え、引換え又は撤回することができない。

ただし、他工事等の落札状況により、落札時において配置技術者を配置できない等の特別な事情が見込まれる場合は、開札前に契約課へ連絡すること。

※開札後に辞退した場合は、指名停止の対象になる場合があります。